

リアル講座

オンライン講座

オンデマンド講

私立高等学校へ

無料

## 消費者教育出前講座の講師を派遣します

### ★18歳で大人になります★

未成年者取消権が行使できなくなった大人になったばかりの若者が、消費者トラブルに遭うことが心配されています。

来月はもう大人！



わたしは来年

18歳になると、親権者の承諾なしで契約できます。例えば…

- ★スマートフォン
- ★車・バイク
- ★賃貸アパート
- ★クレジットカード

(カード会社は高校生不可としている)

こんなトラブルが起っています！

ネットを利用した消費者トラブル増加



1回のつもりが定期購入4万円の請求払えない！



稼げないし、友人も失った！(マルチ商法)



クレジットの手数料が分からない！

事前の知識があれば、トラブルを回避できます  
講師が契約についてわかりやすく、コンパクトにご説明します

裏面を御覧ください➡

# 講座案内

## 出前講座の実施形態

1. 「家庭」「公民」などの授業の中で実施
2. 「総合的な探究の時間」やLHRなどの時間に実施
3. その他の時間で実施 例：「情報」、進路指導（奨学金関係）、学年集会など

## 出前講座の実施時期・時間等

1. 申込受付時期 令和5年2月17日（金）まで（予定校数に達した場合はお断りすることがあります）
2. 講座実施期間 令和5年3月17日（金）まで
3. 講座時間 50分授業の全部を使う場合あるいは一部を使う場合など、ご希望に沿って、20～50分程度で実施します。  
講座の最後に、生徒の皆様に簡単なアンケートの記入をお願いします。

## 出前講座の内容

「社会への扉」（消費者庁）等を使用して、以下のメニューから、ご希望に沿って行います。

- a. 自立した消費者として知っておきたい契約の基本
- b. ネットショッピング等のインターネット関連の消費者トラブル
- c. 連鎖販売取引（マルチ商法）のトラブル、情報商材など、儲け話や副業のトラブル
- d. 美容関連のトラブル（エステ、美容医療、サプリメント等）
- e. クレジットカードの基本
- f. 新生活に関連するトラブル（賃貸アパート等）
- g. その他
- h. a～fを、任意に組み合わせる

消費生活センターに寄せられた具体的な相談事例に基づき、「自分事」として意識できる実践的な講座をお届けします。

## 出前講座の実施方法

講座は、以下の実施方法から、ご希望に沿って行います。

### 1. リアル講座

講師が学校へ訪問し、対面方式で講座を実施します。

### 2. オンライン講座

オンラインシステムを利用し同時双方向型で講師が遠隔から講座を実施します。

### 3. オンデマンド講座

オンラインシステムを利用し非同期型で講師が遠隔から講座を実施し、生徒は一定期間、いつでも、どこからでも、パソコン、タブレット、スマートフォンから受講できます。ご希望に合わせた時間・内容にカスタマイズします。T、T、HR、自宅学習等で柔軟に取り入れることができます。（本講座が提供する専用サイトあるいは学校の遠隔学習システムから配信）

## ◆お申込・お問合せ方法◆ 申込・問合せシートに御記入のうえ

①eメールで⇒[wakamonodemae@zenso.or.jp](mailto:wakamonodemae@zenso.or.jp)

②FAXで⇒03-5614-0743

この事業は消費者庁より受託した(公社)全国消費生活相談員協会が実施しています。

電話でのお問合せ先:(公社)全国消費生活相談員協会

電話:03-5614-0543 消費者庁消費者教育出前講座担当

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町 2-3-5 グランドメゾン日本橋堀留 101

(公社)全国消費生活相談員協会について <https://www.zenso.or.jp/>

